

可児市小中学校 学習者用タブレット端末の活用について

可児市教育委員会では、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、未来の笑顔につながる「笑顔の“もと”」を育むため、令和7年度に学習者用タブレット端末の更新を行いました。児童生徒が利用する新しい学習用タブレット端末について、学習効果、およびご家庭でのご協力いただきたい事項についてご説明いたします。

1. 導入タブレットについて（右の写真参照）

機種: iPad 第10世代 LTE モデル

付属品: キーボード、タッチペン、充電器、充電ケーブル



2. 期待する学習効果について

(1) 個別最適な学びの充実

AI型デジタルドリル等を用いることで、授業や家庭学習において児童生徒一人ひとりの理解度や進捗に合わせた学習が期待できます。

(2) 協働的な学びの充実

授業支援ソフトを用いることで、学習の為に資料の閲覧、学級の仲間の意見交換や情報共有、協働で課題に取り組むことが容易になり、学級の仲間と学びを深めることが期待できます。

(3) LTEモデルによるネットワークのつながりやすさ

LTEモデルのタブレットのため、Wi-Fiのない場所でもネットにつながります。いつでもどこでも学習できる環境となり、学習効果を最大化することが期待できます。

※家庭でタブレットを利用する際は、極力家庭のWi-Fiを利用するようにしてください。

3. 個人情報の取り扱いについて

タブレット端末を活用した教育（教育データ利活用）を推進するにあたり、児童生徒の個人情報（教育データ）を取得し利用します。個人情報保護法に基づき、その内容を以下に説明します。ご同意をお願いいたします。（同意書は別紙「可児市立小中学校学習者用タブレット貸与に係る申請書兼同意書」となります。）

(1) 取り扱う個人情報

- ・児童生徒情報: 氏名、性別、学校名、学年、クラス、出席番号、ID・パスワード
- ・学習情報: デジタル教材の利用履歴、回答データ、作成した成果物、教員からのコメントや評価など
- ・タブレット利用状況: アプリケーションの利用履歴など（特定の個人を識別できる情報と紐づける場合）

(2) 利用目的

- ・児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、より適切な学習指導を行うため
- ・学習進捗に応じた教材や課題を提供するため
- ・教職員間の連携による指導の質向上のため
- ・教育委員会・学校における教育施策の評価・改善のため
- ・利用する学習用ソフトウェア等の改善のため（個人が特定できない形での利用）

(3) 取得方法

主にタブレット端末を通じて児童生徒本人が入力・作成したデータや、学習用ソフトウェアの利用履歴などを取得します。本人から直接書面で個人情報を取得する際には、利用目的を事前に明示します

(4) 第三者提供

教育データは、以下の場合を除いて、外部の人や組織に提供することはありません。ただし、必要に応じて変更になる場合があります。

- ・法令に基づく開示を求められた場合
- ・児童生徒の安全を確保するために必要とされる場合
- ・個人情報がわからないよう加工した統計データとして提供する場合

4. 破損、故障や紛失、盗難について

故意ではない破損、故障、盗難等については、貸与規程に基づき市が費用を負担します。破損、故障が判明した場合は、速やかに学校にご連絡ください。盗難の場合は、警察に盗難届を提出し、受理番号を取得してください。紛失に気付いた場合は、速やかに心当たりのある紛失日時、場所、状況等を学校にご連絡ください。また、貸与物品盗難・毀損・紛失届（2号様式）を学校に提出してください。

5. その他

ご不明な点がございましたら、各学校または可児市教育委員会までお問い合わせください。

〈 問い合わせ先 〉



各学校		可児市教育研究所	
蘇南中学校		電話	63-4841
62-1010		E-mail	kyoikukenkyu@city.kani.lg.jp

可児市立小中学校学習者用タブレット貸与に係る申請書兼同意書

可児市立蘇南中学校長様

学習者用タブレット及び付属品（キーボード・タッチペン・充電器・充電ケーブル）の貸与を申請します。

貸与される学習者用タブレットの利用について、下記の内容に同意します。

- 1 学習用タブレットの取扱いについて
- (1) 貸与された学習者用タブレットについて、可児市教育委員会が定める「可児市立小中学校学習者用タブレット貸与規程」（以下、「貸与規定」という。）及び「ICT・タブレット端末活用ルール」を遵守し、正しく安全に利用します。
- (2) 学習に関すること以外には使用しません。
- (3) 破損や紛失には十分注意し、適切に保管管理します。
- ※ 紛失に気付いた場合は、速やかに心当たりのある紛失日時、場所、状況等を学校にご連絡ください。
- (4) 「貸与規定」、「ICT・タブレット端末活用ルール」が守られない場合に発生したトラブル・費用等については、貸与申請者が責任をもって対応します。
- ※ 故意ではない破損、故障、盗難等については、貸与規程に基づき市が費用を負担します。
- (5) 家でネットを利用する場合は、家庭のWi-Fiに接続します。（Wi-Fiが整備されている場合）
- 2 個人情報（教育データ）の取扱い
- 児童生徒の学習状況の把握による適切な学習指導や教育施策の評価改善のために、可児市教育委員会・学校が個人情報（児童生徒情報、学習情報、タブレット利用状況）を取得し活用することに同意します。
- ※ 個人情報等の詳細については、別紙「可児市小中学校 学習者用タブレットの活用について」をご参照ください。

貸与申請者 (保護者)	ふりがな	
	名 前 (自署)	
利用者 (児童・生徒)	ふりがな	
	名 前	
	在籍校	可児市立 学校
	入学年度 (転入)	令和 年度 (転入 令和 年度 年生)

じどうせいと きにゅうらん

【児童生徒 記入欄】

かくないよう かくにん きにゅう

※各内容を確認したら□に、☑を記入しましょう。

たんまつかつよう

□「ICT・タブレット端末活用ルール」をじっくり読み、

よ

内容を理解しました。

ないよう りかい

たんまつ

□ タブレット端末は、

がくしゅう

学 習 のために活用します。

がくしゅういがい もくてき しょう

（学 習 以外の目的で使用しません）

お

□ 落として壊したり、失くしたりしないように十

じゅうぶん

分に気をつけます。

き

まも

□ ルールを守り、

ただ

正しく安全に利用します。

あんぜん りよう

じどう せいとめい じしよ

児童・生徒名（自署）